

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入職日より 1 ヶ月以内の退職	受領した手数料の 50%
入職日 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の退職	受領した手数料の 20%
入職日より 3 ヶ月を経過してからの退職	ご返金はありません

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

ご紹介した求職者に対し、当該求職者をご紹介先に在職中している間は、期間にかかわらず当社からの転職等の案内は一切行いません。

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

職業安定法施行規則第 24 条の 5 に定める手数料の掲示です